

路外駐車場の届出

1. 届出が必要となる駐車場

次の3つの項目全てに該当する場合届出が必要です。このような駐車場を設置する場合、事前に播磨町役場都市計画グループ窓口でご相談ください。

- (1) 利用者から時間貸駐車料金を徴収するもの
- (2) 一般公共の用に供され、不特定多数の者に利用されるもの
例) 劇場、映画館、演芸場、公会堂、展示場、旅館、ホテル、遊技場、百貨店、スーパーマーケット、ショッピングセンター、病院、結婚式場、斎場等来訪者以外の人にも利用可能な駐車場は該当します。月極駐車場や一般に開放していないオフィス専用駐車場は含まれませんが、時間貸し等と混在する場合は、時間貸し等の部分が500平方メートル以上の場合のみ該当します。
- (3) 一般公共の駐車のために供する駐車スペースが500㎡を超えるもの(車路や緑地等は含みません)ただし、特殊駐車装置(エレベータ式、機械式等)を用いる駐車場については各パレットの面積に台数をかけた面積で計算します。ただし、算定できない場合は、普通車15㎡、小型車12㎡とみなして計算します。

2. 路外駐車場の届出の流れ

届出は以下の流れによります。

- (1) 駐車場を設置しようとする方(以下「駐車場管理者」とします)は、当グループ担当者と事前に打ち合わせを行ってください。
- (2) 駐車場管理者は、路外駐車場届出書を提出してください。当グループ担当者が書類審査の上、受付印を押した書類1部を駐車場管理者に返却します。
- (3) 当課担当者が駐車場の完成後、駐車場管理者立会いの上、現地調査を行います。
- (4) 営業開始後10日以内に駐車場管理規程を提出してください。(路外駐車場届出書と同時期に提出していただいても結構です。)

3. 駐車場法施行令による構造基準

路外駐車場の場合、構造基準を満たさなければいけません。個々の基準は駐車場法施行令で定められています。

4. 路外駐車場変更等の届出

- (1) 路外駐車場について、既に届け出た事項を変更しようとするときは、あらかじめ届出が必要です。
- (2) 管理規程について、既に届け出た事項を変更したときは、10日以内に届出が必要です。
- (3) 路外駐車場を休止、廃止したときは、10日以内に届出が必要です。

お問い合わせ

〒675-0182

加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

播磨町役場 都市計画グループ

電話 0794-35-2366(直通)

FAX 0794-35-0592

路外馬主車場設置届出書 記載要領

1. **新設の場合**、表題の(変更)の部分を消してください。**変更の場合**は、(変更)を朱で囲み以下の変更しようとする事項を朱書きしてください。
2. **駐車場管理者の氏名又は名称及び住所**
個人(例) 播磨町〇〇〇 △△番地
 〇 〇 〇 〇
法人(例) 播磨町〇〇〇 △△番地
 〇 〇 株式会社
 取締役社長 〇 〇 〇 〇
3. (1) 「**駐車場の名称**」 〇〇〇駐車場
(2) 「**駐車場の位置**」 駐車場の所在地
(3) 「**規模**」
イ 「**駐車場の区域の面積**」
 駐車場に係る敷地面積
ロ 「**駐車場の用に供する部分の面積**」
 駐車のに供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場、その他の駐車のため必要な施設の総面積
ロ-a, b 「**駐車のに供する部分の面積**」欄の「**それ以外の部分**」
 月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車のに供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積
ロ-a, b 「**車路等の面積**」
 駐車場の用に供する部分のうち、駐車のに供する部分を除いた部分の面積
(4) 「**構造**」
イ 「**建築物である部分**」
 建築物の階数、建築面積、構造上の種別(木造、耐火構造等の別)及び避難階段の数を記載してください。
ロ 「**建築物でない部分**」
 車路及び駐車のに供する部分のみについて記載してください。
 広場式の例・簡易舗装、砂利敷舗装、コンクリート舗装等
(5) 「**設備**」
イ-a 「**特殊の装置の有無**」
 特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」または「無」のいずれかを記載してください。
イ-b-1 「**認定の番号**」
 用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による国土交通大臣の認定番号を記載してください。
イ-b-2 「**特殊の装置の名称等**」
 用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載してください。
ロ 「**それ以外の設備**」
 特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載してください。
(6) 「**附帯業務のための施設**」
 路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載してください。
(7) 「**従業員数**」 駐車場の管理に従事する人数(事務、附帯業務を含む)
(8) 「**供用開始(予定)日**」 営業を開始しようとする日

馬駐車場管理規程記載要領

路外駐車場を開設するときは、業務の運営の基本となる管理規定を定め、営業開始前もしくは営業開始後10日以内に届出してください。駐車場管理規程には次の内容を記載してください。

(1) 路外駐車場の名称

(2) 路外駐車場の管理者の氏名及び住所

(個人：氏名及び住所)

(法人：法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)

(3) 1日における供用開始時刻、終了時刻及び休日

(4) 駐車料金に関すること

確定額で定めてください。なお、駐車料金の額の基準は、次の要件を満たすものでなければなりません。

(ア) 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額を超えないこと

(イ) 自動車を駐車させる者に対し不当な差別取扱となる額でないこと

(ウ) 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること。

(5) 供用契約に関すること

路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を必ず記載してください。

(6) 省令で定める事項

路外駐車場の構造上駐車することができない自動車

路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理そのほかの業務の概要

※届出に必要な書類等

	必要書類	建築物の場合	建築物でない場合
設置届出関係	○設置届出書	2	2
	○位置図 (1/10,000以上の地形図)	2	2
	○平面図〔出入口のある階〕 (1/200以上) 〔2階以上の場合は各階〕 (1/200以上)	2 2	2
	① 路外駐車場の区域 (赤実線)		
	② 周辺道路等の状況 (路外駐車場の付近の道路、バス停、横断歩道、交差点 その他駐車場法施行令に定められているものを記入してください)		
	③ 場内の設備 (事務所、料金徴収所、照明等) を、各階別に記入されたもの		
	④ 駐車区画 ア. 一般公共の用に供する駐車区画を赤実線で、それ以外の部分の駐車区画を緑実線で囲み、それぞれ一連番号を各階の駐車区画の寸法が同一の場合は、各階1駐車区画に記入してください。 イ. 駐車区画の寸法を記入してください。ただし、各階の駐車区画の寸法が同一の場合は、各階1駐車区画に記入してください。		
	⑤ 車路 ア. 車路動線を赤色矢印で記入してください。 例) →、⇒ イ. 車路幅員を赤字で記入してください。ただし、各階の車路幅員が同一の場合は各階1箇所に記入してください。 ウ. 特殊駐車装置の場合は前面空地の幅員、奥行を記入してください。		
	○立面図〔2面以上〕 (1/200以上)	2	
	○断面図〔2面以上〕 (1/200以上)	2	
○屈曲部 (半径) 傾斜部 (勾配) の詳細図 (1/200以上)	2		
○換気計算書	2		
○照度計算書	2		
○建築確認通知書の写し	2		
○建築検査済証の写し	2		
機械式駐車施設の場合	○大臣認定書の写し	2	
	○仕様図又は全体組立図	2	
管理規程関係	○管理規程届	2	2
	○管理規程	2	2
	○定期 (月極) 駐車契約書 (定期契約部分がある場合)	2	2
	○業務 (管理) 委託契約書 (委託する場合)	2	2

	変更等の内容	必要書類	添付書類
路外駐車場変更等	管理者の変更(名称変更を含む)	管理規程一部変更届	管理規程
	管理者の住所等の変更	管理規程一部変更届	管理規程
	駐車場の名称の変更	管理規程一部変更届	管理規程
	法人管理者の代表者の変更及び代表者の住所変更	管理規程一部変更届	管理規程
	駐車場の位置の変更 (町名地番変更によるもの)	路外駐車場設置変更届	
	規模 構造の変更 設備	路外駐車場設置変更届	変更事項に係る図面及び指示されたもの
	附帯業務の変更	管理規程一部変更届	管理規程
	従業員の数の変更	路外駐車場設置変更届	
	駐車料金の変更	管理規程一部変更届	管理規程
	供用時間 供用契約 省令で定められた事項	管理規程一部変更届	管理規程 定期(月極)契約の変更の場合は契約書
	駐車場の休止	路外駐車場休止届	
	駐車場の再開	路外駐車場再開届	
	駐車場の廃止	路外駐車場廃止届	